

移転補償跡地（行政財産）の使用許可に関するチェックシート

1	☐	この制度は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において使用を 許可する行政処分 であり、借地借家法は適用されません。 したがって、国の都合により 許可期間の満了前であっても許可を取り消し、又は更新を認めず国有地の返還を求める場合があります 。また、使用許可条件に違背していることが確認できた場合についても、許可の取消を行います。
2	☐	使用許可期間は、原則として 5年以内 です。必要に応じて、原則として1度に限り更新することができます。更新後の使用許可期間も最長5年以内となります。ただし、福岡空港においては、環境対策事業を福岡国際空港株式会社へ承継する予定があることから、許可者である大阪航空局が更新手続き時に指定した一部又は全部の期間を更新手続き完了後に取消しする場合があります。
3	☐	使用許可にあたって、許可された行政財産には所有権の設定が可能な建築物のほか、困障、舗装、井戸、給排水設備などの原状回復の妨げとなるような 堅固な工作物（地下への埋設物）の設置はできません 。 また、あくまで臨時の使用における許可であるため、車庫証明などの土地に係る恒常的な権利の申請については許可できません。
4	☐	使用料の概算額は、土地利用計画書が提出された後、大阪航空局補償課から近隣事例（年間使用料の㎡単価）を2週間を目途にお伝えします。なお、概算額は近隣事例であり、専門家が算出した時期、土地の形状等により変動しますので、 あくまで目安としていただくようご留意ください。使用許可後、「使用料が高い」との理由で返還することがないよう、事前に近隣の不動産事業者への価格の聞き取りや公示価格等公開されている情報からも目安をたてていただくことをお勧めします。
5	☐	使用許可にあたっては、許可を受けようとする者自身で、許可を受けようとする行政財産の所在する 町内会や隣接者等、使用による影響のある者へ 、事前に福岡空港事務所と調整した土地利用計画書を提示する等具体的に利用形態等を説明の上、 了解を得ていただく必要 があります。了解を得られない場合、許可はできません。説明状況については、書面にてご報告をいただき、必要に応じて説明対象者に連絡する場合があります。
6	☐	町内会等の了解を得られた後、空港周辺の環境対策を統括する 住民団体に情報提供 を行います。
7	☐	土地の利用計画書等を受理した後、事前審査を行い、使用が可能と判断した場合は、当該行政財産の使用を希望する第三者の有無について確認するため 公募手続き を行います。土地の使用を希望される場合、必ず期日までに所定の書類を提出してください。 また、公募により 第三者から申し込みがあった場合、抽選により国有財産使用許可申請者を決定 します。
8	☐	土地利用計画書を提出してから国有財産使用許可書発行までにかかる手続きの期間は、300㎡未満は概ね3か月、それ以上については概ね4か月を要します。申請者の個別の事情のために手続き期間を短縮することは出来ません。 なお、手続き時期によっては上記期間より国有財産使用許可書発行に時間を要することがありますので、申請後の進捗状況については、福岡空港事務所会計課へ問い合わせ願います。
9	☐	使用料は、国有財産使用許可申請書を受理した後に財務省が定める通達に基づき審査及び算定し、国有財産使用許可書に記載の上通知します。（土地周辺の路線価等から算出する相続税評価額及び、近隣地域内の意見価格を専門家（不動産鑑定士）から聴取して算出する期待利回りから使用料を算定） 国費を使用して専門家に意見価格を聴取して期待利回りを算出し計算しますので、専門家の見解により、使用料が目安より高低する場合がありますことをご理解願います。
10	☐	使用料は、原則として、当該年度分を一括して納付していただけます。国有財産使用許可書交付後、国から納入告知書が送付されますので、納入告知書記載の金融機関で納付してください。なお、使用予定期間が1年未満（年度途中からの使用等）の場合は、本紙14と同様の考え方で日割計算した額となります。 使用許可開始の翌年度以降は、本紙9と同様の方法で年度ごとに最新の使用料を算出し、年度初めに通知します。
11	☐	移転補償跡地は国で定期的に除草作業を行っていますが、使用許可を開始する時期により雑草等が繁茂している場合があります。使用にあたり、除草等の必要がある場合は、申請者で対応願います。
12	☐	許可された土地は、国有財産使用許可書に記載される指定用途以外の用途で使用することはできません。加えて、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供することもできません。許可開始後の事情の変化により、使用計画の変更が必要となった場合は、事前に変更申請・承認が必要となりますので、福岡空港事務所までご相談ください。
13	☐	被許可者が使用許可開始後に整地作業等を実施した際に発生した残土や埋設物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃棄物を含む。）の処理については、被許可者の責任において適切に対応するものとします。 また、使用許可開始後に問題が生じた場合は、原則として被許可者の責任において解決するものとし、被許可者が当該使用許可期間中に被許可箇所に関連する事故等を発生させた場合についても同様とし、許可者である国は一切の損害賠償責任を負わないものとします。
14	☐	使用許可期間途中又は期間満了により土地を返還する場合は、 ①被許可者が福岡空港事務所会計課に国有財産（土地・工作物）返還届の提出を行い、 ②福岡空港事務所において原状回復されているかの現場確認を行い、 ③原状回復の状況や国有財産（土地・工作物）返還届の内容に支障がなければ、現場確認を行った日を以て受理します。 使用許可期間中の返還の場合、 国有財産使用許可日から国有財産（土地・工作物）返還届受理日までの使用料を、使用の実態を問わず徴収します。

国有地の使用許可制度について説明を受け、上記について理解しました。

年 月 日

会社名

お名前